

建築物の省エネ改修サポート制度実施要綱

制定 平成31年1月9日

(目的)

第1条 この要綱は、長野県（以下「県」という。）と、県が認定した民間事業者（以下「省エネ改修サポート事業者」という。）が連携し、建築物の概算のエネルギー性能を目視や聞き取りにより簡易的に診断する「建築物の省エネ改修サポート制度」（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

なお、本事業における簡易的な診断とは、県が提供する専用の簡易診断ツールを用いた建築物の概算のエネルギー性能診断（以下「簡易診断」という。）を指すものとする。ただし、県が別に指定する評価指標を用いて、建築物のエネルギー性能に係る診断を無料で実施する場合は、これをもって簡易診断に代えることができる。

本事業の適切な運営を図るため、省エネ改修サポート事業者においては、建築物の構造及びエネルギー性能等に関して専門的な知識を有する人材として県の登録を受けた者（以下「省エネ改修アドバイザー」という。）を確保し、簡易診断を適切かつ広範に展開することで、既存建築物の所有者等に省エネ改修の検討に必要な情報を提供する。

これにより、住宅や小規模商業施設等の既存建築物における省エネ改修を促進し、使用される空調等のエネルギー消費量を低減することで、もって家庭や業務部門における地球温暖化対策に資することを目的とする。

(県の役割)

第2条 県は、本事業の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 本事業の運営及び周知
- (2) 省エネ改修サポート事業者の募集、認定及び公表
- (3) 省エネ改修アドバイザー及び省エネ改修アドバイザー登録希望者への研修等の実施
- (4) 省エネ改修アドバイザーの募集、登録及び公表
- (5) 省エネ改修サポート事業者に提供する簡易診断ツールの作成・更新・配布
- (6) 省エネ改修サポート事業者及び省エネ改修アドバイザーに対する支援、指導、助言等
- (7) 建築物のエネルギー性能の重要性に係る普及啓発

(省エネ改修サポート事業者の役割)

第3条 省エネ改修サポート事業者は、本事業の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 省エネ改修アドバイザーの確保
- (2) 省エネ改修アドバイザーに対する、県が実施する研修の受講機会の確保
- (3) 建築物のエネルギー性能の向上に向けたアドバイス内容及び方法の設定
- (4) 本事業の周知及び簡易診断の受診希望者の募集・受付
- (5) 省エネ改修アドバイザーの簡易診断の実施場所への派遣
- (6) 省エネ改修アドバイザーの指導・監督
- (7) 県から提供される簡易診断ツールの管理
- (8) 建築物のエネルギー性能の重要性に係る普及啓発
- (9) 県への活動実績報告

(省エネ改修アドバイザーの役割)

第4条 省エネ改修アドバイザーは、本事業の実施に当たり、県が省エネ改修サポート事業者に提供する簡易診断ツール及び省エネ改修サポート事業者において設定したアドバイス等の内容を踏まえ、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 中古住宅の売買時やリフォーム検討時などに行われる既存住宅状況調査（インスペクション）等の業務に付随する簡易診断の実施及びその結果の説明
- (2) 建築物の所有者等から簡易診断の受診の申し出を受けた場合における簡易診断の実施及びその結果の説明（前号に該当する場合を除く。）
- (3) 建築物のエネルギー性能の向上に向けたアドバイスの実施
- (4) 県が実施する省エネ改修アドバイザーに対する研修の受講
- (5) 実施した簡易診断に係る実績の記録及び省エネ改修サポート事業者への実績の報告

(経費負担)

第5条 第3条及び第4条の事項に要する経費は、省エネ改修サポート事業者が負担することとする。

- 2 省エネ改修サポート事業者及び省エネ改修アドバイザーは、簡易診断の対価として、受診者等に対して診断料等の負担を求めてはならない。
- 3 前項の規定に関わらず、第4条第2号において省エネ改修アドバイザーの簡易診断の実施場所への派遣に要する旅費に限っては、社会通念上合理的と考えられる経路及び手段による実費相当の対価について、受診者等に対しあらかじめ承諾を受けた上で負担を求めることができる。

(省エネ改修サポート事業者の申込等)

第6条 本事業における省エネ改修サポート事業者の認定を受けようとする民間事業者（以下「認定希望事業者」という。）は、建築物の省エネ改修サポート制度参加申込書兼更新申込書（様式第1号）、次の各号に掲げる内容を含む事業計画書（以下「事業計画書」という。）及びその他別に定める省エネ改修サポート事業者の募集要領で定める書類（以下「その他書類」という。）を知事に提出するものとする。

- (1) 簡易診断に係る実施体制
- (2) 簡易診断及び建築物のエネルギー性能の向上に向けたアドバイスの内容及び方法
- (3) 本事業の周知と簡易診断の受診希望者の募集及び申込受付方法

(省エネ改修サポート事業者の認定)

第7条 知事は、第6条に規定する書類の提出を受けたときは、認定基準に基づき提出を受けた日の翌日から起算して60日を経過した日までに省エネ改修サポート事業者の認定をし、又はしない旨の決定を行い、認定希望事業者に対してその旨の通知を行うものとする。

- 2 前項の認定基準は、次のとおりとする。
 - (1) 別に定める省エネ改修サポート事業者の募集要領において記載すべきとされている事項について、すべて事業計画書等に記載されており、かつ、その実現性が十分であると認められること。
 - (2) 別に定める省エネ改修サポート事業者の募集要領において遵守すべき事項として定められている事項を遵守する旨の誓約がされていること。
 - (3) 公序良俗に反する事業、政治、宗教を主たる目的とした活動を行っていないこと。
 - (4) 本事業を行うに足りる実行体制を有すること。
- 3 知事は、第1項の規定による認定を行う場合において、必要に応じて条件を付することができる。
- 4 知事は、第1項の規定により認定した省エネ改修サポート事業者に対して、簡易診断ツールを

提供するものとする。

(協定の締結)

第8条 知事は、この要綱の目的を達成するため、本事業を適切に進める上で必要な事項について、省エネ改修サポート事業者と協定を締結するものとする。

(認定の有効期間)

第9条 省エネ改修サポート事業者の認定の有効期間は、認定日から令和6年3月31日までとし、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

2 県は、省エネ改修サポート事業者からの申請に基づき、認定の有効期間を更新することができる。申請方法は、第6条から第8条の規定に準ずるとともに、別途提示するものとする。

(変更の承認)

第10条 省エネ改修サポート事業者は、事業計画書の内容を変更しようとする場合は、予め、省エネ改修サポート事業計画変更届出書(様式第2号。以下「事業計画変更届出書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による変更の届出があった場合は、認定基準に基づき事業計画書の変更の承認をし、又はしない旨の決定を行い、省エネ改修サポート事業計画変更承認(不承認)通知書(様式第3号)により、その旨の通知を行うものとする。

3 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の変更の承認について準用する。

4 知事及び省エネ改修サポート事業者は、第2項の変更の承認があった場合は、当該変更の内容に基づき、第8条の協定を変更することができるものとする。

(認定等の取消し)

第11条 知事は、省エネ改修サポート事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条の規定に関わらず、第7条第1項の認定又は前条第2項の変更の承認を取り消すことができるものとする。

(1) 第5条第3項に該当する場合を除き、第5条第2項の規定に反して、受診者等から診断料等の簡易診断の対価を徴収したとき。

(2) 不正の手段により、第7条第1項の認定又は前条第2項の変更の承認を受けたとき。

(3) 事業計画書の内容を実施していないと認められるとき。

(4) 第7条第2項第2号に規定する遵守すべき事項として定められている事項が遵守されていないと認められるとき。

(5) 第7条第2項第3号又は第4号の要件に該当しなくなったとき。

(6) その省エネ改修サポート事業者が監督する省エネ改修アドバイザーの登録が、第18条第1項第1号及び第2号の規定により取り消されたとき。

2 省エネ改修サポート事業者は、第1項の規定により認定又は承認を取り消されたときは、それまでの活動実績を速やかに知事に報告するとともに、県から提供を受けた簡易診断ツールについて、その監督する省エネ改修アドバイザーの利用分を含め、その全てを廃棄しなければならない。

(省エネ改修アドバイザーの申込)

第12条 本事業における省エネ改修アドバイザーの登録を受けようとする者(以下「登録申込対象者」という。)は、省エネ改修アドバイザー登録申込書兼更新申込書(様式第4号。以下「省エネ改修アドバイザー申込書」という。)、登録証用顔写真(たて3.0cm、よこ2.4cm、カラー)及びその他の省エネ改修アドバイザー申込書に定める確認書類を知事に提出するものとする。

2 登録申込対象者は、省エネ改修アドバイザー申込書の提出にあたっては、その登録申込対象者を監督する省エネ改修サポート事業者又は認定希望事業者に対し、省エネ改修アドバイザーが遵守すべき事項として知事が別に定める「建築物の省エネ改修アドバイザー遵守規程」等に関して周知を行った上で提出するものとする。

(省エネ改修アドバイザーの登録)

第 13 条 知事は、省エネ改修アドバイザー申込書の提出を受けたときは、登録要件に基づき省エネ改修アドバイザーの登録をし、又はしない旨の決定を行い、登録申込対象者に対してその旨の通知を行うものとする。

2 前項の登録要件は、次の各号のいずれにも適合していると認められる者とする。

(1) 下記のいずれかに該当する者

ア 宅地建物取引業法に基づく既存住宅状況調査技術者講習会を修了し、現に有効な修了証明書を有する者

イ 知事が別に定める団体に所属し、かつ過去3年以内に国土交通省「既存住宅インスペクション・ガイドライン」(平成25年6月)に基づく住宅検査を20件以上実施した実績を持つ者

(2) 長野県住まいづくり推進協議会が主催する「省エネ設計講習会」又は「省エネ施工技術講習会」のいずれかを修了した者

(3) 県が本事業において実施する「省エネ改修アドバイザー講習会」を受講した者

3 知事は、本事業を円滑に運営するために必要と認められる場合、前2項の規定に関わらず、登録申込対象者に対して省エネ改修アドバイザーの登録を行うことができる。

(登録証の交付)

第 14 条 知事は、前条において登録した省エネ改修アドバイザーに対して、県登録の省エネ改修アドバイザーであることを証明する長野県省エネ改修アドバイザー登録証(様式第5号。以下「登録証」という。)を交付する。

(登録の有効期間)

第 15 条 省エネ改修アドバイザーの登録の有効期間は、第13条第2項第1号のアの規定により登録を受けた場合は登録日から既存住宅状況調査技術者講習会の修了証明書の有効期間の末日まで、同号のイの規定により登録を受けた場合は登録日から令和6年3月31日までとし、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

2 県は、省エネ改修アドバイザーからの申請に基づき、登録の有効期間を更新することができる。申請方法は、第12条から第14条の規定に準ずるとともに、別途提示するものとする。

(変更の届出)

第 16 条 省エネ改修アドバイザーは、登録証の内容に変更が生じた場合は、省エネ改修アドバイザー登録変更届出書(様式第6号)及びその省エネ改修アドバイザーが保有する登録証を、速やかに知事に提出するものとする。

(変更登録証の交付)

第 17 条 知事は、前条において変更の届出を行った省エネ改修アドバイザーに対して、変更後の登録証を交付する。

(登録の取消し)

第 18 条 知事は、次の各号のいずれかに該当した場合は、省エネ改修アドバイザーの登録を取り

消すことができるものとする。

- (1) 不正の手段により、第 13 条第 1 項の登録を受けたとき。
 - (2) 知事が別に定める「建築物の省エネ改修アドバイザー遵守規程」に違反する活動を行ったとき。
 - (3) 第 11 条第 1 項の規定により、省エネ改修アドバイザーを監督する省エネ改修サポート事業者の認定が取り消されたとき。
 - (4) 省エネ改修アドバイザーが、退職等により当該アドバイザーを監督する省エネ改修サポート事業者に所属しないこととなったとき。
- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を受けていた者及び当該登録を受けていた者を監督する省エネ改修サポート事業者又は認定希望事業者に通知しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により登録を取り消された者は、速やかに知事にその登録証を返納するとともに、その者が使用していた県から提供された簡易診断ツールを廃棄しなければならない。

(登録証の再交付申請)

第 19 条 省エネ改修アドバイザーは、登録証を紛失し、又はき損したときは、その省エネ改修アドバイザーを監督する省エネ改修サポート事業者又は認定希望事業者に報告するとともに、長野県省エネ改修アドバイザー登録証再交付申請書（様式第 7 号）及び当該登録証（き損した場合に限る。）を、速やかに知事に提出するものとする。

(登録証の再交付)

第 20 条 知事は、前項の規定により再交付の申請のあった場合は、当該省エネ改修アドバイザーに対して、登録証を再交付する。

(公表)

第 21 条 知事は、省エネ改修サポート事業者の名称、省エネ改修アドバイザーの氏名、所属及びその他本事業を円滑に運営するために必要と認める事項については、公表することができる。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の運用に関して必要な事項は、別に定めることとする。

附 則

この要綱は、平成31年1月9日から適用する。

この要綱は、令和3年3月31日から適用する。